

令和 6 年 6 月議会

生活環境委員会 報告資料

○再エネ設備の固定資産税に係る「わがまち特例」の見直しに伴う
福岡市市税条例の改正 1 頁

○プラスチックごみの分別収集導入に向けた進捗状況について 3 頁

環 境 局

再エネ設備の固定資産税に係る「わがまち特例」の見直しに伴う 福岡市市税条例の改正

地方税法の改正により、再エネ設備の固定資産税について、地域決定型地方税制特例措置(通称「わがまち特例」)の特例割合の見直し等が行われたことに伴い、福岡市市税条例(以下「市税条例」という。)において当該特例割合を定めるもの(議案第113号、総務財政委員会への付託)。

1. 「わがまち特例」について

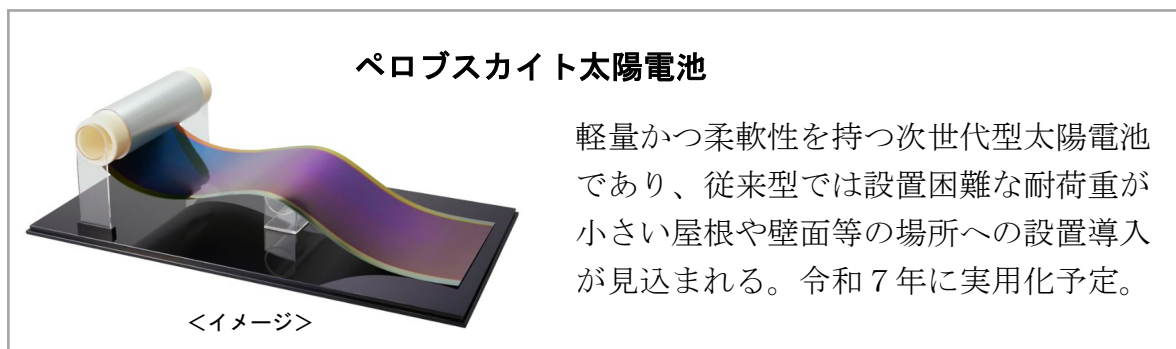
国が定める地方税制の特例措置について、国が法律で一律に定めていた特例割合を地方自治体が自主的に判断し、法で定める上限と下限の範囲内で、条例で決定できるようにする仕組み。

2. 再エネ設備の固定資産税に係る地方税法の改正概要※下線部が主な改正内容

(1) 太陽光発電設備※に係る課税標準の特例の見直し

特例の対象を国のソーラーカーポート補助金を活用して導入した太陽光発電設備から、ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備等に変更したうえで、適用期限を2年延長(令和6年3月末から令和8年3月末まで、以下同じ)するもの。

※太陽光発電設備に係る固定資産税の課税対象は、事業用太陽光発電設備等であり、住宅用設備(屋根一体型を除く)は課税対象外



(2) バイオマス発電設備に係る課税標準の特例の見直し

出力が10,000kW以上20,000kW未満のバイオマス発電設備のうち、一般木質・農作物残さ区分に該当する一定の発電設備について、特例割合を縮減したうえで、適用期限を2年延長するもの。

(3) 風力、地熱、水力発電に係る課税標準の特例の延長

風力、地熱、水力発電に係る課税標準の特例適用期限を2年延長するもの。

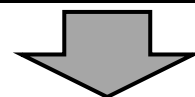
3. 市税条例の改正概要

再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、市税条例に規定する特定再生可能エネルギー発電設備の固定資産税に係る特例割合を、これまでの参酌基準から最大の軽減措置となる最小割合に改正するもの。

【現 行】

特定再生可能 エネルギー発電設備	地方税法 出力及び【特例割合の範囲】 【括弧書の範囲内】で条例で設定
太陽光 (ソーラーポ-ト)	1,000kW未満 【1/2～5/6】
	1,000kW以上 【7/12～11/12】
バイオマス (20,000kW未満)	10,000kW未満 【1/3～2/3】
	10,000kW以上 【1/2～5/6】
風力	20kW未満 【7/12～11/12】
	20kW以上 【1/2～5/6】
地熱	1,000kW未満 【1/2～5/6】
	1,000kW以上 【1/3～2/3】
水力	5,000kW未満 【1/3～2/3】
	5,000kW以上 【7/12～11/12】

市税条例 固定資産税の特例割合
2/3 (1/3 軽減)
3/4 (1/4 軽減)
1/2 (1/2 軽減)
2/3 (1/3 軽減)
3/4 (1/4 軽減)
2/3 (1/3 軽減)
2/3 (1/3 軽減)
1/2 (1/2 軽減)
1/2 (1/2 軽減)
3/4 (1/4 軽減)



【改 正 案】最大の軽減措置を行うため特例割合を改めるもの（下線部が主な改正内容）

特定再生可能 エネルギー発電設備	地方税法 出力及び【特例割合の範囲】 【括弧書の範囲内】で条例で設定
太陽光 (<u>ペ-ロ-ソルト</u>)	1,000kW未満 【1/2～5/6】
	1,000kW以上 【7/12～11/12】
バイオマス (20,000kW未満)	10,000kW未満 【1/3～2/3】
	10,000kW 以下以外 【1/2～5/6】
	10,000kW 以上 <u>一般木質・</u> <u>残さ区分</u> 【 <u>11/14～</u> <u>13/14</u> 】
風力	20kW未満 【7/12～11/12】
	20kW以上 【1/2～5/6】
地熱	1,000kW未満 【1/2～5/6】
	1,000kW以上 【1/3～2/3】
水力	5,000kW未満 【1/3～2/3】
	5,000kW以上 【7/12～11/12】

市税条例 固定資産税の特例割合
<u>1/2 (1/2 軽減)</u>
<u>7/12 (5/12 軽減)</u>
<u>1/3 (2/3 軽減)</u>
<u>1/2 (1/2 軽減)</u>
<u>11/14</u> <u>(3/14 軽減)</u>
<u>7/12 (5/12 軽減)</u>
<u>1/2 (1/2 軽減)</u>
<u>1/2 (1/2 軽減)</u>
<u>1/3 (2/3 軽減)</u>
<u>1/3 (2/3 軽減)</u>
<u>7/12 (5/12 軽減)</u>

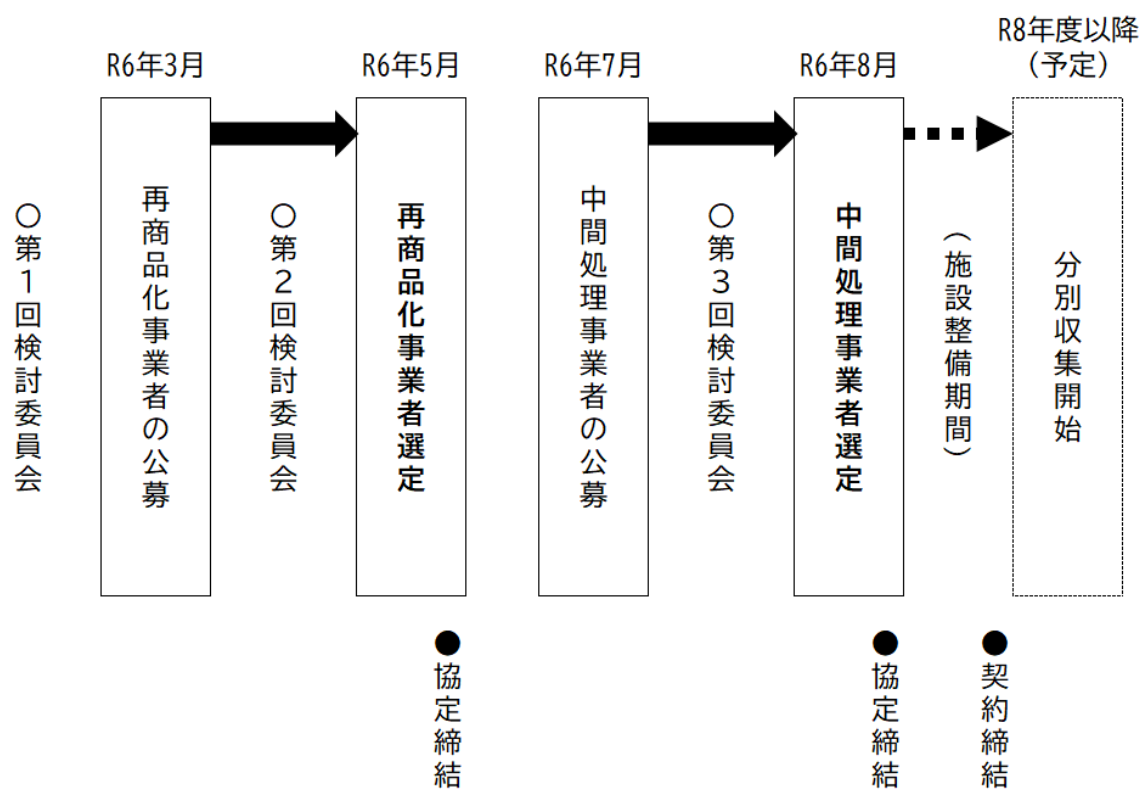
※令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得されたものに限り、
3か年度分の固定資産税の軽減措置を行うもの。

プラスチックごみの分別収集導入に向けた進捗状況について

1 概要

プラスチックごみの分別収集導入に向け、再商品化計画の認定を受ける手法（認定ルート）での再商品化事業者の決定について報告するもの。

【参考：R6年2月議会報告】公募等スケジュール



2 再商品化事業者の決定について

(1) 公募及び選定の概要

- ・業 務 名：プラスチック資源の再商品化業務委託
- ・業務内容：福岡市が収集後、中間処理施設で圧縮・梱包されたプラスチック使用製品廃棄物を、当該中間処理施設から運搬し、提案者が保有する再商品化施設において再商品化等を行うもの
- ・履行期間：契約締結日から3年間

(2) プラスチック再商品化事業者等公募検討委員会

公募検討委員会の構成は下表のとおりであり、公募要項等の協議や提案内容の評価を行った。

氏名	所属	専門分野
小出 秀雄	西南学院大学 経済学部 教授	環境経済学
後藤 明	(株)日本政策投資銀行 九州支店 企画調査課長	金融・経済
鈴木 慎也	福岡大学 工学部 教授	廃棄物工学
中山 裕文	九州大学大学院 工学研究院 教授	廃棄物工学
久留 百合子	リエゾンオフィス 代表	消費生活

- ・募集、選定経過：下表のとおり

第1回公募検討委員会（公募要項等の協議）	令和6年3月27日
公募要項等の公表	令和6年3月29日
参加申込期限	令和6年4月22日
提案書の提出期限	令和6年5月2日
第2回公募検討委員会（優先交渉権者の選定）	令和6年5月15日

(3) 提案評価

公募検討委員会において、代表企業及び構成員の企業名等を特定できるような記載を伏せたうえで提案評価を行った。

総合評価点 (満点 200 点)	=	技術評価点 (満点 135 点)	+	価格評価点 (満点 65 点)
---------------------	---	---------------------	---	--------------------

(4) 公募の実施

・応募者：3グループ

・技術評価

No	評価項目	配点	Aグループ	Bグループ	Cグループ
1	処理体制構築の確実性	15	15.00	13.50	11.25
2	処理の合理化	30	25.50	22.25	24.75
3	安定的な処理	20	18.75	16.25	19.50
4	リスク管理	15	13.75	11.25	12.75
5	環境負荷の低減	40	32.50	36.25	31.75
6	地域への貢献	15	9.50	12.75	12.50
技術評価点		135	115.00	112.25	112.50

・価格評価

項目	配点	Aグループ	Bグループ	Cグループ
再商品化に係る費用	—	1,354,800 千円	1,625,000 千円	1,386,000 千円
うち市負担額	—	125,220 千円	144,950 千円	19,800 千円
価格評価点	65	10.28	8.88	65.00

※価格評価については、本業務委託の委託額（市負担額）で実施

※価格評価点 = 65 点 × 最低提案価格 / 提案価格

【参考：再商品化に係る費用と市負担額について】

処理予定量2.5万トンの内訳	容器包装プラ 2.3万トン		製品プラ 0.2万トン
再商品化に係る費用負担割合	99%	1%	100%
	日本容器包装リサイクル協会負担額		市負担額
再商品化に係る費用			

・総合評価 下表のとおり

項目	配点	Aグループ	Bグループ	Cグループ
技術評価点	135	115.00	112.25	112.50
価格評価点	65	10.28	8.88	65.00
総合評価点	200	125.28	121.13	177.50

(5) 選定結果

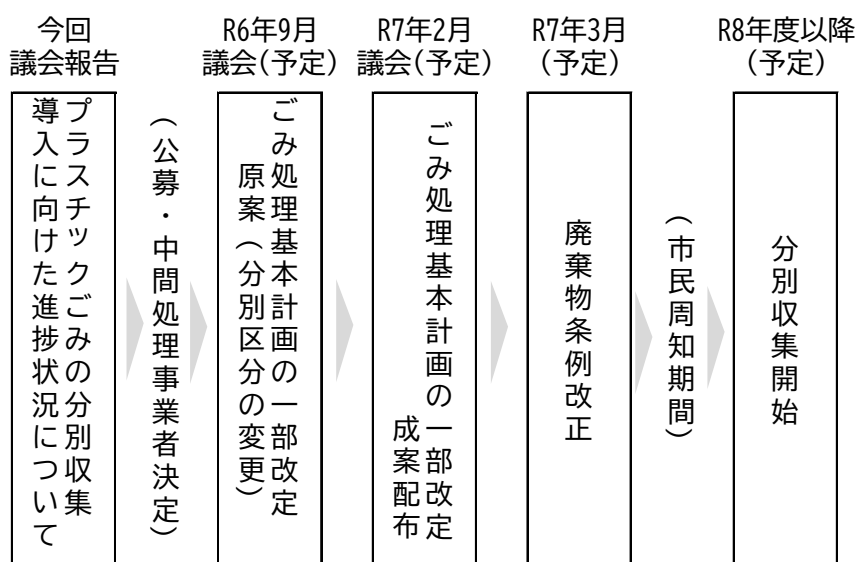
・優先交渉権者 Cグループ

代表会社 株式会社ビートルエンジニアリング

構成会社 株式会社西原商事

3 今後のスケジュールについて

今後は、中間処理事業者の公募やごみ処理基本計画の改定等、必要な手続きを進めていくとともに、プラスチックごみ回収モデル事業の実施と併せて、モデル事業の成果や課題、分別収集導入について市民への広報啓発に取り組みながら、令和8年度以降のプラスチック分別収集導入を目指していく。



(参考) プラスチックごみ回収モデル事業について

(1) 戸別収集モデル事業

- ・実施時期：第1期：6月、第2期：8月、第3期：11月(予定) 各1か月間
- ・実施場所：第1期：東月隈校区（東月隈1～5丁目、浦田1、2丁目）
第2期：西都北校区（北原1丁目、西都1丁目）西都校区（徳永北）
第3期：調整中
- ・回収品目：プラスチック製容器包装、プラスチック製品（一括回収）
- ・収集頻度：週1回
- ・対象世帯数：約4,000世帯（実施場所により多少の増減有）
- ・検証項目：収集運搬効率への影響、世帯構成の違いによるごみ排出動向 等

(2) プラスチック製品回収モデル事業

- ・実施時期：年間通して実施（年末年始のみ休み）
- ・回収場所：区役所・市民センター等資源物回収ボックス（9か所）
- ・対象品目：プラスチック製品
- ・受入頻度：都度受入